

2025年3月6日 現在

登別ツーリストセンター アクティビティツアーキャンセルポリシー

第1条（適用範囲）

本キャンセルポリシーは、登別ツーリストセンターが提供するすべてのアクティビティツアー（日帰りおよび宿泊付き）の旅行契約に適用されます。

第2条（契約成立時期）

旅行契約は、当社が契約のお申込みを承諾し、ツアー料金を受領したときに成立するものとします。

第3条（旅行代金）

旅行代金には、アクティビティ参加費、宿泊費（宿泊付きツアーの場合）、食事代（食事付きツアーの場合）、およびその他諸費用が含まれます。

第4条（キャンセルの通知）

お客様がアクティビティツアーをキャンセルされる場合は、速やかにご連絡ください。キャンセルの通知は、電話またはメールにて受け付けます。

第5条（キャンセル料と返金）

お客様の都合によるキャンセルの場合は、以下のキャンセル料を申し受けます：

- ① 開催日時より14日前以降のキャンセル：料金の10%
- ② 開催日時より7日前以降のキャンセル：料金の50%
- ③ 開催日時より2日前以降のキャンセル：料金の70%
- ④ 開催日時より1日前以降のキャンセル：料金の100%

第6条（天候等によるツアー中止と返金）

当日の悪天候（豪雨、強風、台風、豪雪など）によりツアー開催が中止された場合、アクティビティツアー公示価格の50%を返金いたします。

第7条（当社による旅行契約の解除）

7-1. 旅行開始前

お客様が指定する期限までに旅行代金を支払われない場合、または以下に該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

- ① 参加条件を満たしていないことが明らかになった場合
- ② 病気や必要な介助者の不在によりツアーに耐えられないと認められる場合
- ③ 他のお客様に迷惑を及ぼす、または団体行動を妨げるおそれがある場合

- ④ 契約内容に関し、社会通念上許容される範囲を超える過大な要求、または他の参加者や当社スタッフに対する不適切な要求をされたときの場合
- ⑤ 天災地変（ただし、第6条に定める悪天候は除く）、戦乱、暴動、サービス提供の中止などにより旅行の安全かつ円滑な実施が困難な場合

7-2. 旅行開始後

- ① 以下の場合、当社は旅行契約の一部または全てを解除することがあります
- ② お客様がツアーの継続に耐えられないと認められた場合
- ③ 団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合
- ④ 天災地変、戦乱、暴動などにより旅行の継続が不可能となった場合

第8条（当社による旅行契約解除の場合の宿泊費その他費用の取り扱い）

第7条による旅行契約の解除の場合（7-1，7-2）、当社は一切の返金および負担をいたしません。

第9条（返金手続）

キャンセルが確定した場合、旅行開始前の解除による払戻しは解除の翌日から14日以内に行います。旅行終了後の払い戻しについては、旅行終了日の翌日から30日以内に行います。

第10条（変更について）

ツアー内容の変更（日時、参加人数など）については、可能な限り対応いたしますが、事前にご相談ください。なお、変更内容についてはご希望に添えない場合や、別途追加料金が発生する場合がございます。

第11条（注意事項）

ツアー参加にあたっては、自己責任でご参加いただき、参加者の安全を最優先とするため、ガイドの判断を尊重していただく必要があります。

第12条（当社の責任）

当社は、旅行契約の履行にあたり、当社または当社が手配を代行させた者が故意または過失によって旅行者に損害を与えた場合、その責任を負います。ただし、損害の発生から2年以内に通知があった場合に限ります。

第13条（参加者の責任）

お客様の故意または過失により当社が損害を被った場合、お客様はその損害を賠償する責任を負います。